

京都市ソーシャルメディアガイドラインの概要

1 趣旨

- ◎ 情報発信をより総合的、戦略的、体系的に推進
- ◎ 情報セキュリティの確保に万全を期す。

2 適用範囲

- ◎ 本市が開設・運用する場合に適用
- ◎ 安全に活用するための留意点は、本市職員の私的利用についても適用
- ◎ 本市が第三者に謝礼を払って情報発信を依頼する場合は、第三者に発信を依頼する場合に明示すべき内容を遵守

3 ソーシャルメディアの特徴

4 開設・運用の手続 及び留意点

(1) 事前検討から開設まで

- ◎ 運用方法等を十分検討し、運用ポリシーを作成する。

(2) 開設後の手続

- ◎ 多くの市民や観光客に利用されるよう、ソーシャルメディアをすぐに見つけることができる一覧を作成し、ホームページに掲載する。
- ◎ 運用を終了したアカウントは放置せず、ホームページからも削除する。

(3) 運用の留意点

- ◎ 利用者からの意見に対して、誠実に対応する。
- ◎ 利用者の視点に立って、対応する。

(4) トラブル対応の留意点

- ◎ 批判や苦情が殺到した場合は、冷静に対応する。

5 安全に活用するための 留意点

(1) 基本的な留意点

- ◎ 職員としての自覚と責任を持つ。
- ◎ 基本的人権、肖像権、プライバシー権等に留意する。
- ◎ 業務を除き、就業時間内に利用しない。

(2) 本市に関する情報を 発信する場合の留意点

- ◎ 守秘義務を遵守する。
- ◎ 個人利用においても、不正確な記述が多大な影響を及ぼすことに留意する。

6 第三者に発信を 依頼する場合に明示すべき 内容

(1) 留意事項

- ◎ 第三者に発信を依頼する場合には、主体及び便益を明示するよう相手方に指示する。

(2) 適用範囲

- ◎ 上記は、本市が依頼元となる場合に適用する。
- ◎ 本市以外の団体が依頼元となる場合でも、本市が関わる事業であれば参考にされたい。